

企画委員会の設置に関する理事会内規

2009年11月14日制定

2014年11月08日修正

1. 日本EU学会の研究大会における報告及び年報への投稿論文の質の維持・向上を図るために企画委員会を設ける。
2. 企画委員会は、報告者及び投稿者の選定と推薦を行い、日本EU学会研究大会プログラム及び投稿論文等の企画を立案し、理事会に報告を行う。
3. 企画委員会は、理事長、編集委員長、事務局長及び理事長の任命する政治・社会、法律、経済の3分野から各2名以内の理事によって構成される。
4. 理事長の任命する委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。委員の任期は、10月1日より開始し、翌年度の9月30日に終了する。
5. 企画委員会委員は、互選により委員長を選出する。委員長の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。委員長は企画委員の中から委員長を補佐する副委員長又は幹事（理事長・事務局長・編集委員長を除く）を任命する。
6. 欠員が生じた場合、新たに任命された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。
附則 2015年度に限り、第4項にある委員の任期は1年とする。